

勝浦市農業委員会会議録

(10月定例会)

平成30年10月5日(金曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、7名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛	7番 藤江義博
9番 高旨粧一		

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今年の稲作の収穫に関して、主食用米につきましては概ね昨年同様でやや良という結果でありました。

一方で北海道につきましては、台風や地震の影響なのか収穫量があまり良くなかったと聞いております。

また、10月7日は上野地区、総野地区で五穀豊穰を祝い、秋の祭礼が盛大に行われるのではないかと考えられます。

実は先般、名木・木戸地区では土地改良基盤整備関係の会議に、私と吉野茂子委員と事務局長が出席いたしました。

名木・木戸地区では全部で31.5ヘクタールの農地を整備し、今年の秋に正式に採択され、平成34年くらいまでに完成するというところで、来年度から本格的に測量や工事機械が入るなどの動きが出てきて、3年計画くらいで全ての農地がきちんと区画整理された水田に変わってくるというのが会議の内容でした。

それに関して、名木・木戸地区では人・農地プランを作成し、また法人化して経営を行っていくという説明もありました。

そして、担い手だけで概ね25町歩をやっていくんだという計画でございます。

特に一番心配しているのが、6町歩程度で畑作を行わなければならないということであり、水稲以外のものを作付し、採算の取れるような計画を立てる必要があるということ、非常に悩んでいるとのことでした。

農業委員の皆様にはどこでどういう話が出て、相談を受けるかわかりませんので、耳に入れていただきたいと思っております。

特に大多喜の農業事務所ではほ場整備関係について、前向きに相談に応じ、地区に入ってアドバイスをするなど、一生懸命動いているようなので、農業委員の皆様も農業者のリーダー格という訳でございますので、色々な面で協力しながらサポートしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中7名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会10月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、5番浅野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。
窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は宿戸の田、1筆、667平方メートル、贈与による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましては、譲受人は米の生産規模を拡大したいとし、譲渡人は相続により取得したが農業経験が無く耕作できないため贈与したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、勝浦市学校給食共同調理場の●側約●●●メートルの地点となります。
以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、6番佐藤衛委員をお願いします。

○6番（佐藤衛委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

10月1日、申請者と面談し現地を確認したところ、保全管理の状況でした。

譲受人は米の増産を図りたいとし、譲渡人は相続により取得したが、農業経験がなく耕作できないことから、譲受人に贈与したいとして申請に至ったとのこととあります。

許可要件につきましては特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番 申請地は新戸の畑1筆、田2筆の計3筆、1,252平方メートル、集会場に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

なお、この農地3筆のほか隣接する宅地1筆、490.96平方メートルを含む計4筆1,742.96平方メートルが事業の区域となります。

施設の概要は、建物は鉄骨平屋建て 380平方メートル、駐車場は車50台で610平方メートルのほか、進入路や通路を整備しようとするものです。

転用の時期は許可日から平成31年12月20日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は互助会員のための施設として集会場を建設し、利用を図りたいとし、譲渡人は譲受人の計画に同意するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、勝浦市学校給食共同調理場の●側、約●●●メートルの位置となります。

ここで、譲受人につきまして簡単にご説明させていただきますと、昭和43年に熊本県において基礎となる事業を創業し、事業内容は冠婚葬祭互助会となっております。

現在は、熊本県熊本市に本社を置き九州エリアを主に事業展開している株式会社●●●と、東京都港区に本社を置く株式会社●●●でグループとなっており、経済産業省から前払式特定取引業の許可を得て運営しています。

平成29年9月の情報では、全体で結婚式場10式場、葬儀場と法事会館で57会館を運営しているとのことであり、千葉県内では結婚式場が3式場、葬儀場が9会館となっています。近隣では市原、君津、木更津、館山、富津、鴨川に葬儀場があり、鴨川は●●●鴨川会館として、平成28年にオープンしています。

また、勝浦市周辺に約300世帯の互助会員がいて、会員の施設建設希望から適地を求めていたとのことでもあります。

以上で議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、6番佐藤衛委員、お願いします。

○6番（佐藤衛委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

10月1日、申請者と電話連絡にて確認したところ、耕作されていない状況でした。

譲受人は互助会員のための施設として集会場を建設し利用したいとし、譲渡人は譲受人の計画に同意するとして申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 説明の中で互助会員のためのものであったのですが、互助会員以外は利用できないということでしょうか。

○事務局長（窪田正） それにつきましては、互助会員は会員価格で利用でき、そうでない方は通常価格という仕組みになっているとのことでした。

○1番（吉野茂子委員） ありがとうございます。

葬儀場ということなので、●●●さんのようなイメージでよろしいですか。

○事務局長（窪田正） 最初の話ですと家族規模のイメージでという話でしたが、図面の方を拝見しましたら、施設としては葬儀施設ということで式場の席数が108席ありました。

施設の中身は親族の控え室、導師控え室、会食室、安置室、そういう仕組みになっておりまして、家族の方が泊まれるような部屋も用意されており、それに伴う浴室なども作られているようです。

イメージとしては、●●●さんの中身までは詳しくわかりませんが、●●●さんよりやや小規模のものイメージでよろしいかと思えます。

○1番（吉野茂子委員） はい、ありがとうございました。

○議長（高吉粧一会長） 他にございませんか。

はい、数金委員。

○3番（数金清美委員） 事業計画書の用水・排水計画につきまして、雨水、汚水、雑排水なんですけれども、これ地元の土地改良組合には話はできているのでしょうか。

○事務局長（窪田正） 排水につきましては、総野東部土地改良事業組合に協議するよう指導いたしまして、地元との協議は済んでおります。

また、内容といたしましては、近くに給食センターがございますが、給食センターの事業を行う際の排水の協議を参考に、総野東部事業組合の方と協議を重ね、意見書の方が提出されております。

その中には、水質検査の報告等が盛り込まれており、ほぼ給食センターの時に協議した内容と合致している状況でございました。

実際この施設からどういった水が流されるかという、業者の方に確認しましたところ主に手洗い程度、トイレの浄化槽の水は流れますが、飲食に使用したお皿などそういったものは汚れたままの状態施設外に搬出して、そちらで洗浄を行うということで、主に流れる水のほとんどが手洗い程度の水になる見込みだということでした。

土地改良事業組合との協議の方はそのような形で済んでおります。

○3番（数金清美委員） はい、わかりました。

○議長（高吉粧一会長） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年9月25日付けで決定を求められたものです。

資料は3ページからとなります。

このたびの10月定例会に諮るべき件数は、新規設定2件、2,548平方メートル、再設定2件、4,436平方メートルの合計4件、6,984平方メートルです。

なお、申請番号1番から3番は通常分であり、4番は大森地区ほ場整備事業に関連するものであります。

はじめに、3ページ、申請番号1番、松野の田、4筆、1,108平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、11月1日から5ヶ年の再設定です。

次に、4ページ、申請番号2番、上野の田、2筆、1,440平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、11月1日から10ヶ年の再設定です。

次に、5ページ、申請番号3番、

上野の田、1筆、1,021平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、11月1日から10ヶ年の新規設定です。

続きまして、資料の6ページの申請番号4番が、大森地区ほ場整備事業に関連するものであります。

本件は、大森地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

これまでに、80件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。

資料6ページ 申請番号4番、大森の田、4筆、3,415平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、11月1日から17ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番から4番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番から4番の計画は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、及び報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、資料の7ページになります。

このたびの10月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知については、資料の8ページから10ページになります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃借権の解除・解約の申し入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものであります。

このたびの10月定例会にご報告すべき当該件数は3件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。
これをもって、平成30年勝浦市農業委員会10月定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後2時05分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年10月6日

議長(会長)

署名委員

署名委員
